

## 新型コロナウイルス感染症に係る

# 匝瑳市独自支援策のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る、匝瑳市独自支援策として、下記事業を実施します。  
ご不明な点などにつきましては、お手数ですが各担当課までお問い合わせください。

支援策及び概要	対象者・事業施設	申請方法・期間等	問い合わせ
【農林漁業緊急支援給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の減少している農林漁業者へ10万円を給付	市内で農林漁業を営んでいる事業主（これらの者が組織する団体又は法人を含む）	ホームページより申請書をダウンロードし、記入して郵送で申請（申請書は産業振興課・野米総合支所でも配布） 申請期間：令和2年6月8日から9月30日まで	
【中小企業緊急支援給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、月の売上げが30%以上減少している中小企業へ10万円を給付	市内で同一事業を1年以上営み、平常時の売上が月額20万円以上の中小企業（個人事業主を含む）	ホームページより申請書をダウンロードし、記入して郵送で申請（申請書は産業振興課・野米総合支所でも配布） 申請期限：令和2年9月30日	産業振興課 ☎73-0089
【中小企業各種給付金等申請支援】 持続化給付金、雇用調整助成金等、各種給付金の申請書類作成に対する支援として、匝瑳市商工会が実施する相談事業に補助	市内中小企業（個人事業主を含む）	匝瑳市商工会にて実施 ※事前予約制 匝瑳市商工会☎72-2528 実施期間：令和2年6月9日から7月30日まで	
【保育所給食費補助】 給食費を6か月分補助（市立は給食費の免除、私立は相当額を補助）	保育所（園）及び認定こども園	原則不要	
【子育て世帯を対象とした給付】 対象児童1人につき1万円を給付	児童手当受給者 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方（特別給付受給者を除く）	原則不要 令和2年6月29日から指定口座へ振込	福祉課 ☎73-0096
【ひとり親家庭を対象とした給付】 対象児童第1子につき2万円、第2子以降につき1万円を給付	児童扶養手当受給者 令和2年4月分の児童扶養手当を受給している方	原則不要 令和2年6月29日から指定口座へ振込	
【給食費の一定期間免除】 給食費を6か月分免除	市内幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒	原則不要	学校給食センター ☎70-2210
【育英資金の返還猶予】 申請後認められれば令和3年5月31日まで返還を猶予	匝瑳市育英資金を返還中で新型コロナウイルスの影響により返還が困難な方	ホームページより申請書をダウンロードし、記入して申請（郵送可） 申請期間：令和2年5月11日から6月30日まで	学校教育課 ☎73-0094
【妊婦を対象とした給付】 妊婦へ3万円を給付	令和2年4月7日から5月31日の間に妊娠中の方及び出産した方	6月中旬に対象者へ送付する申請書に記入し、郵送で申請 申請期限：令和2年9月30日	健康管理課 ☎73-1200
【妊婦を対象としたマスク配布】 妊婦へ不織布マスク50枚を配布	①令和2年5月18日時点で妊娠届出をした妊婦 ②令和2年5月19日以降妊娠届出をした妊婦	①5月22日付けで郵送済 ②妊娠届出時に配布	
【介護サービス事業所感染症対策支援給付金】 新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品等の購入費用に対し一事業所あたり10万円を給付	市内に事業所を有し、介護保険サービスを提供している事業者	対象事業所へ申請書を送付	高齢者支援課 ☎73-0033
【衛生資材の整備】 保育所（園）及び認定こども園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ、放課後児童教室等へ新型コロナウイルス感染症対策に関する資材整備・支援を実施			

## 匝瑳市

第6号 令和2年6月7日版

### 新型コロナウイルス感染症における

# 緊急事態宣言が解除されました

## 市民の皆様へ

先月、全国に発出されていた緊急事態宣言が解除されました。市民の皆様には、これまで不要不急の外出自粛、幼稚園・小中学校の臨時休業等、新型コロナウイルス感染症防止へのご理解とご協力いただきましたことに心より感謝申し上げます。また、事業者の皆様におかれましても、休業要請及び営業の自粛などにご協力をいただき厚くお礼申し上げます。緊急事態宣言の解除により、日常が徐々に戻り、社会経済活動を再開する取組が始まっておりますが、感染が完全に終息しておりませんので、今後、第2波、第3波に備えておく必要があります。「新たな生活様式」の実践とともに、引き続き、感染拡大の防止にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

匝瑳市長 太田 安規

## 国・県の支援策のお知らせ

支援策	対象者	概要	申請方法	期間等	問い合わせ
特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方	【支給額】 給付対象者1人につき10万円 【受給権者】 受給対象者の属する世帯の世帯主	(1)郵送申請方式 (2)オンライン申請方式 ※やむを得ない場合に限り、窓口申請・給付(要相談)	令和2年5月13日から8月12日まで	福祉課 ☎73-0096
子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分)の児童手当を受給している方	【支給額】 対象児童1人につき1万円	不要 (公務員支給対象者は勤務先から証明を受けた上で、居住市町村に申請)	令和2年6月29日から指定口座へ振込	

支援策	概要	問い合わせ
雇用調整助成金の特例措置	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的な休業を行い、雇用の維持を図った場合、休業手当などの一部を助成します。	千葉労働局 ☎043-221-4393
持続化給付金	ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者(農業、林業、漁業なども含む)に対して、国から給付金が支給されます。 【支給額】中小法人などは200万円、個人事業主などは100万円(昨年1年間の売上げからの減少分を上限とする) 【申請期限】令和3年1月15日	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
千葉県中小企業再建支援金	ひと月の売上げが前年同月比50%以上減少している千葉県内に本社を有する事業者(農業、林業、漁業を除く)に対して、県から支援金が支給されます。 【支給額】賃借している事業所がない場合：20万円 一事業所を賃借している場合：30万円 複数の事業所を賃借している場合：40万円 ※休業要請対象業種の場合、休業要請に応じた期間により支給額が異なります(詳しくは広報そうさ6月号をご覧ください)。 【申請期限】令和2年8月31日	千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894

## 市税などの徴収猶予・減免のお知らせ

支援策	対象者	概要	申請方法	期間	問い合わせ
市税などの徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付、または納入を行うことが困難な方	1年間、市税などの徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で延滞金もかかりません。令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税が対象となります。	申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料が必要ですが、提出が難しい場合はご相談ください。	令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日まで	税務課 ☎73-0087
市税などの減免	新型コロナウイルスの影響により生活困窮などの理由で一定の基準に該当する方	税目ごとに減免できる制度があります。納期限までにご相談ください。	納期限までにご相談ください。	納期限までに要相談	